

# 第2回定時総会議案

2020年5月21日

書面によるみなし決議

一般社団法人 全国空港ビル事業者協会



# 目 次

会長挨拶

航空局からのお知らせ ※2020年5月8日時点  
経済対策の解説（国による航空業界への支援関係）

頁

## （決議事項）

### 第1号議案

2019年度事業報告及び2019年度決算報告並びに承認の件・・・ 3

### 第2号議案

理事及び監事選任の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

### 第3号議案

会費規程の改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

### 第4号議案

2020年度会費額の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

## （報告事項）

1. 会員の入会及び退会について・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

2. 2020年度事業計画及び2020年度予算について・・・・・・・・ 43

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の要望について・・・ 49

4. 新型コロナウイルス感染症に関する航空業界からの要望について・・・ 51

5. 第3回定時総会開催の時期及び場所について・・・・・・・・ 55

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57



# 会長挨拶



## 会 長 挨拶

皆様、会長の横田でございます。

今般の世界規模での厳しい状況は、先の見えない不安をあおり、心穏やかではいられず、一日も早い終息を祈るばかりです。

本年5月21日に宮崎県にて開催を予定しておりました第2回定時総会につきましては、感染症の広がりから、例年通りの定時総会を開催した場合、会場において、いわゆる3密の状態が生じることは避けられず、また、総会の準備等におきましても、関係者の密な接触が危惧されます。

この国難ともいえる非常事態におきましては、会員や従業員等の健康・安全を第一に考え、さらなる感染拡大を防止すべく、定時総会の開催につきまして、平時とは異なった対応を検討することとなり、約1年前から、万全の体制で開催できるようご準備を頂きました宮崎空港ビル株式会社様には、誠に申し訳ございませんが、取り巻く状況をご判断いただき、開催の見送りについてご承諾を頂きました。

また、今回は、協会として初めて書面による定時総会を行うこととなり、正会員57社の皆様には、このような厳しい状況の中で所要の手続きを取らせて頂きますことについてお詫び申し上げます。協会や会員の皆様にとっても大変重要な年になりますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

現在、航空業界をはじめ我が国の航空業界は過去に類をみない甚大な影響を受けておりますが、経済支援を含め、航空事業の維持等に関する対策にご尽力頂き、ご支援を頂いております国土交通省航空局様より、公務ご多用の中、この総会に向けて国の支援策の現状に関する資料を頂戴いたしましたので、関係者の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、今回の総会議案書においてご紹介させていただきます。

さて、昨年度2019年度を振り返りますと、首都圏を襲った猛烈な台風による大規模災害、10月の消費税率引き上げ及び貿易摩擦による世界経済の減速などの景気減速要因があった一方、雇用環境の改善やラグビーW杯2019日本大会の成功や東京オリパラを控えたインフラ整備等により、2月頃までは緩やかな景気回復が持続し順調に推移しておりました。しかし、後に、中国で発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国の観光ビジョンに基づき順調に推移してきたインバウンドが急減速し、観光需要をはじめ、回復基調にあった景気等国内経済に大きな打撃を与えており、政府がまとめた4月の月例経済報告では、感染症の拡大により景気が急速に悪化しており、極めて厳しい状況との認識が示されております。

空港については、近年、感染症問題の発生までは、訪日外国人旅行者数は順調に増加し、地方空港におけるLCCの増加等が順調に推移してきましたが、感染の広

がりは世界や我が国の航空業界に対し甚大な影響をもたらし、国内線での運休・減便は4月末時点で約7割、国際線が9割以上となり、甚大な影響を受けております。

さらに、緊急事態宣言の延長に伴う外出自粛等により、国内外の需要が激減する中で、国と地方自治体による感染症対策や緊急経済対策が実施されておりますが、感染の長期化に伴う企業や雇用へのマイナスのインパクトや、今後の人々の行動や企業活動の変容など、事業に与える影響の進展について慎重に注視していく必要があります。

改めまして、私共の業界は、公共交通機関の重要な一翼を担っていることを改めて認識し、人々や企業活動等の社会の変容等を踏まえながら、ターミナルビルを利用される全てのお客様にご満足いただけるよう、国土交通省のご指導を頂きながら、航空事業をはじめ、関係する皆様と協力し英知を集め、日本の航空・空港を維持し、安心・安全、快適にご利用いただける環境づくりのために努力して参ります。そのことが、同じ志を有する私共に課せられた最大の使命であり、最大の価値であると考えております。

引き続き、会員の皆様には、当協会の活動に積極的にご参加をいただくとともに、ネットワークを活用した情報交換など、協会独自の機能を最大限活用して頂き、課題の解決等に取り組んでいただければ幸いです。私といたしましても、会員各社の皆様と綿密な連携を取らせていただきながら、協会運営に誠心誠意努力して参る所存でございます。

最後になりましたが、本年2月から、正会員として屋久島空港ターミナルビル株式会社様、また昨年10月から、賛助会員として株式会社キクチ様、株式会社新生様、株式会社サンコーシヤ様、株式会社フランクリン・ジャパン様、表示灯株式会社様を、それぞれ会員としてお迎えできたことは大変喜ばしく存じます。皆様には心から厚くお礼申し上げます。本来であれば、総会の場でご挨拶頂くところですが、書面においてご紹介させていただきます。

この度の書面による総会におきましては、各議案の審議手続きが円滑に運びますようご協力をお願いしますとともに、会員の皆様の今後ますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、第2回定時総会実施に当たってのご挨拶といたします。

末筆となりましたが、様々な困難との闘いではございますが、できうる限りの予防策をもって、安全にお元気にお過ごしくださいますよう、心よりお祈りいたしております。

2020年5月吉日

一般社団法人 全国空港ビル事業者協会  
会 長 横 田 信 秋

# 航空局からのお知らせ

## 経済対策の解説 (国による航空業界への支援関係)



## 航空局からのお知らせ

2020年5月8日時点

### 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について（以下参照）

・4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について、国による航空業界に対する支援の詳細をご紹介致します。各社におかれましては、それぞれの施策についてご確認いただき、ご活用ください。（全業種対象の支援については、代表的なもののみ紹介しております。）

・また、自社でのご活用のみならず、航空会社やグランドハンドリング事業者、テナントなどの入居者に対する支援についても積極的にご検討いただくとともに、地方自治体とも連携していただき、より広くご活用ください。

### 2. 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて（現在策定中）

・5月4日に改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた「航空分野における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（仮称）」の策定にご協力をいただき、ありがとうございます。各社におかれましては、同ガイドラインに従い、引き続き、徹底した感染予防策の取り組みをお願いいたします。

※ ご不明の点やお困りのことがあればそれぞれの窓口にお問い合わせいただくほか、航空局航空ネットワーク企画課まで、いつでもご遠慮なくご相談ください。

## 経済対策の解説（国による航空業界への支援関係）

### ◎雇用調整助成金の拡充

#### 【対象：全業種】

- ◆中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に100%とするなど、さらに特例を拡充しました。

（5月1日報道発表）[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11128.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11128.html)

- ◆雇用調整助成金の申請手続の簡素化に向け、下記 URL のとおり方針が示されました。詳細は正式に発表されましたらご連絡いたします。

（5月6日報道発表）[https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401\\_202005061030.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/press1401_202005061030.html)

雇用調整助成金関係でご不明の点等ございましたら、下記 URL をご参考いただき、厚生労働省の窓口（地方労働局・ハローワーク）にお尋ねください。

（厚労省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

### ◎新型コロナウイルス感染拡大により困難を抱える外国人材の受入れ支援体制強化

#### 【対象：特定産業分野】

- ◆実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、特定産

業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下で在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援します。あわせて、技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行います。

詳細は下記 URL をご参考いただき、ご相談ください。

(法務省 出入国在留管理庁 HP)

[http://www.mo.j.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14\\_00008.html](http://www.mo.j.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html)

## ◎日本政策金融公庫等による特別貸付及び危機対応業務による資金繰り支援の継続

### 【対象：全業種】

- ◆融資の条件（低利・無担保等）や投資枠組みを拡充し、融資を実施します。

詳細は下記 URL をご参考いただき、ご相談ください。

(日本政策金融公庫 HP) <https://www.jfc.go.jp/>

## ◎航空会社に対する着陸料等の支払い猶予や危機対応融資等

### 【対象：航空会社】

- ◆国管理空港（共用空港を含む。）の空港使用料（着陸料・停留料・保安料）及び航行援助施設利用料について、令和2年3月26日から9月までの間に発行する納入告知書に係る支払時期を約半年猶予することとしました。

これにより、一時的なキャッシュアウトを減らすとともに、実質的に半年分の延滞料を免除します。

※航空機燃料税についても支払い猶予を措置します(次ページの「納税の猶予制度の特例」をご覧ください)。

※国管理空港以外の空港における対応については、個別に管理者までお問い合わせください。

### 【対象：空港会社・コンセッション会社】

- ◆今後お支払いいただく運営権対価（分割金）、無利子貸付償還金、配当金等について、支払いの猶予を措置することを検討しています。

詳細は国土交通省航空局の所管各課とご相談ください。

### 【対象：航空局所管の国有財産の使用許可等を受けている会社】

- ◆航空局所管の国有財産使用料、貸付料の支払期限について、令和3年1月まで猶予することとしました。該当する方には追ってご連絡しますのでご確認いただき、ご不明の点についてはお問い合わせください。

## ◎中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金）

### 【資本金10億円以下の企業・個人事業者など】

- ◆資本金10億円以下の中堅、中小企業、小規模事業者（このほかフリーランスを含む個人事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も含まれます）であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象

に、原則、法人（企業）には200万円、個人事業者等には100万円を支給します。ただし、この支給額は前年からの売上の減少分を超えないものとします。

詳細は下記 URL をご参考いただき、ご相談ください。5月1日より申し込みの受付を開始しています。

(経産省 HP)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

## ◎収入が減少した事業者の社会保険料の納付猶予

【対象：全業種】

◆収入が減少した事業者については、社会保険料の分割納付・納付猶予を可能としています。

詳細は下記 URL をご参考いただき、ご相談ください。

(日本年金機構 HP)

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

## ◎賃貸用ビルの所有者等に対する、飲食店等のテナント賃料の支払い猶予など柔軟な

### 措置に対する税務上の取扱い

【対象：テナント賃料の支払いの減免を行った事業者（空港ターミナルビル会社等）】

◆新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難となった取引先（テナント等）に対し、不動産を賃貸する所有者等が当該取引先の営業に被害が生じている間の賃料を減免した場合であって、一定の条件を満たす場合等には、その免除による損害の額は、寄附金に該当せず、税務上の損金として計上することが可能であることが明確化されました。

詳細は下記の国土交通省 HP に掲載しています各事務連絡（「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足その2）」（令和2年4月17日付事務連絡）など）及び国税庁 HP をご確認ください。

(国土交通省 土地・建設産業局 HP)

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000166.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000166.html)

(国税庁 HP、税務取扱いに関する FAQ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

◆ビル賃貸事業者の方を対象とした支援策をまとめた「ビル賃貸事業者の皆様へ ～新型コロナウイルス感染症に係る支援策～」を、上記国土交通省土地・建設産業局 HP にて公開しています。

詳細は以下 URL からご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001343017.pdf>

## ◎納税の猶予制度の特例

【対象：全業種】

◆国税（法人税、航空機燃料税等）、地方税（固定資産税等）の支払いが猶予されます。

実際に猶予を受けるためには、各社と管轄税務署（国税）・各自治体（地方税）との間で、申請書

の提出や要件の審査等が必要になりますので、まずは各社から管轄税務署・各自治体にそれぞれご相談ください。(猶予が認められた場合、猶予している間の延滞税についても減免されます。)

(国税：国税庁 HP) [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

(地方税：総務省 HP) [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000676891.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000676891.pdf)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000676865.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000676865.pdf)

## ◎欠損金の繰戻しによる還付の特例

【対象：資本金1億円超10億円以下の企業】

◆資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とします。まずは各社から管轄税務署にご相談ください。

★このほかにも、国税庁がコロナウイルスに関連する税務上の取り扱いのFAQを取りまとめていますので、ご活用ください。

(国税庁 HP) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

【御参考・地方公共団体向けの措置】

## ◎「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の創設

【対象：地方公共団体】

◆感染症の拡大収束後においても、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設します。

なお、交付金の活用主体は地方公共団体となります。

◆活用に向け、国で地方公共団体向けの事例集を作成しておりますが、事例集に載っているものに限定するものではありません。各地方公共団体で交付金を活用した施策について積極的にアイデアを出して検討していただき、広く活用していただきたいと考えております。検討に当たり、ご要望などは地方公共団体にお伝えいただければ幸いです。

◆この交付金の活用方法の一例として、以下のようなものを想定しております。

- ・各地方公共団体に所在する空港の着陸料等の減免や支援
- ・空港におけるサーモグラフィーの設置や検温、隔壁の設置や個室化などの実施に向けた補助
- ・空港ビルのテナントの家賃補助

上記はあくまで一例ですので、幅広い活用に向け、ご検討ください。

(内閣府 HP) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

以上

# 決 議 事 項



## 2019年度事業報告

### I 空港ターミナルビルの事業環境など

#### 1. 経済状況と空港の現況

2019年度は猛烈な台風が首都圏等を直撃し、豪雨と強風により大規模な自然災害が発生したほか、10月の消費税率の引上げや貿易摩擦による世界経済の減速などで景気への影響が懸念されたが、働き方改革等の各種政策により雇用環境が改善し、また、ラグビーW杯2019日本大会の成功や東京オリパラを控えたインフラ整備と企業の設備投資増などにより、緩やかな景気回復が持続した。しかしながら、2020年2月以降は新型コロナウイルス感染症の急拡大により、あらゆる経済活動へ甚大な影響が拡大しつつある。

一方、社会資本整備と交通政策を取り巻く情勢は、人口減少と急速な少子・高齢化による交通サービスや建設業における担い手不足及び高齢化に加え、東京圏への人口移動等による労働人口の地域的な偏在が加速し顕在化している。このため、外国人材の受入れ制度の整備や予防保全及び新技術の活用等の政策的な対応が推進されている。

空港の現況は、2018年に訪日外国人旅行者数が初めて3,000万人を突破し、地方空港における国際線LCCの増加等によりインバウンドが全国的に拡大した。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の影響など当面する諸課題について、国の支援も受けつつ、空港ターミナルビル事業者をはじめ全会員が連携し、改善解決に向けたたゆまぬ努力が続いている。

#### 2. 空港の課題と役割

政策面では、当面する新型コロナウイルス感染症による影響の克服、アジア諸国をはじめとする航空需要回復への対応、2021年に延期された東京オリパラ後の空港インフラの維持と機能の充実強化、更には、先進的な保安検査機器の導入によるテロ対策、東南海・南海地震などに対応した防災対策及びICT技術の積極的な活用による地方空港インフラ機能の充実等の諸課題に取り組んでいく必要がある。

また、空港経営改革を目指したコンセッションでは、4月に福岡国際空港株式会社による空港運営事業が始まり、1月には北海道内7空港が段階的に一体となる北海道エアポート株式会社が発足された。国管理空港では、次年度以降も広島空港において新たな空港運営事業が開始される予定となっている。さらに、地方管理空港においても同様の経営改革が進められており、このような協会の大きな転換期に対し、的確に対応していく必要がある。

2019年度、当協会では、お客様の安心・安全を最優先とし、新型コロナウイルス感染症対策、航空保安対策、自然災害に対する防災対策及び観光ビジョンにお

ける更なる訪日外国人受入れ環境整備に取り組んできたほか、イノベーションの推進、観光開発の支援や地域の魅力発信及び空港経営改革に伴う事業運営上の諸課題に的確に対応し、事業を展開した。

## II 政策活動

### 1. 国に対する新型コロナウイルス感染症への支援要望

新型コロナウイルス感染症の影響下にあつて、空港機能施設事業者としての役割とサービスレベルを維持するため、総務委員会での検討を基に、会員各社と連携し、事業継続に必要な以下の緊急支援について要望を行った。

- ① 航空会社等から要請されているターミナルビル施設・設備に関する使用料の減免に充てるための、会員国管理空港に係る2020年度の国有財産使用料の減免併せて、会員地方自治体管理空港についても、空港管理者に対する同様の措置の実施についての要請
- ② 空港保安防災業務等のサービス業務の体制維持、清掃等の雇用維持、テナント等関係企業の撤退・倒産の防止や緊急支援、または債務不履行への備えのため、会員空港に係る固定資産税、運営権対価（コンセッションフィー）等の減免措置
- ③ 急速な需要減及び長期化に伴う大幅な減収への対策、路線休止等に伴い回収が困難となる設備投資等に関して、今後の資金繰りが厳しくなることから、必要に応じた無利子貸付等の資金援助
- ④ 政府補助金の付与が決定され、施工業者等への支払額・支払時期が確定している場合の速やかな資金交付
- ⑤ 今後の感染防止対策に必要な「マスク」「消毒液」等の物品の調達に関する支援

### 2. 観光ビジョンの推進と地域の活性化に関する提言（要望）

地域振興委員会では、国の観光ビジョンの推進と地域振興・地域経済の活性化を図るため、地方空港それぞれの役割と機能の明確化に加え、その遂行の必要性を認識し、課題と解決策について検討を重ねた。また、2019年10月に「空港グランドハンドリング業務の整備」及び「空港へのアクセス向上（二次交通の環境確保）」の二つの重要課題についてアンケート調査を実施した。

その結果、各空港では、様々な制約下で工夫や努力をしている実態が浮き彫りになった一方、国の進める支援策と地方空港の実態が必ずしも整合せず、各空港が支援策を有効に活用できていない実態も明らかとなった。

このため、我が国の重要な成長分野である観光産業と、その基盤となるインフラの航空ネットワークの円滑な構築を実現するためにも、国の政策と地方空港のニーズとのすり合わせと整合化が不可欠と考え、政策に対する提言（要望）書を取りまとめている。

2019年度は、第10回理事会において提言の方向性について承認を得た

め、会員各社へ周知させて頂いた。2020年度に開催される第11回理事会において内容の承認を得た後会員各社へ報告し、国へ提出を予定する。

### 3. その他

- ① 国が進める、空港のユニバーサルデザイン化を推進するため、中央大学、(公財)交通エコロジー・モビリティ財団他の支援を頂き、小松・旭川・出雲・宮崎の4空港について、ユニバーサルデザイン診断を実施した。  
(内容は、CS委員会及び施設・技術委員会の活動報告を参照)
- ② 国が進める、空港保安対策の強化及び対策上の現場が抱える諸課題の解決について、初めて航空局との意見交換を行い次年度以降も継続実施する。  
(内容は保安防災委員会の活動報告を参照)

## Ⅲ 組織活動

### 1. 定時総会

新組織・運営体制発足後、初の第1回定時総会議案審議では、発足初年度としての事業報告と決算報告、役員補充及び会費規程の改正等を承認。その他、新規入会の特別会員と賛助会員が紹介された。

2019年5月23日(木) 於：島根県松江市 ホテル一畑

### 2. 理事会

訪日客の増加や高齢化社会に対応した各社のソフト・ハード対策、ラグビーW杯2019日本大会、皇位継承式典及び東京オリパラ等の重要行事を控えた空港保安対策等の確保並びに新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急対応等についての重要案件、各社の諸課題等に関する審議を行い方向性が出された。

(2019年4月東京、5月松江市、9月東京、2020年1月東京、2月東京)

### 3. 常設委員会活動

総務委員会では、協会活動の根幹に関する重要事項の審議と活動を行い、また、その他の4委員会では、前年度から継続した活動テーマに基づき、会員各社に対するアンケート調査及び実態調査を行った。会員各社が抱える重要な課題等の洗出しを行い、結果を会員各社へ共有し、事業運営上の参考として頂くと同時に、国への提言・要望や意見交換を行うための基礎資料として活用した。

#### (1) 総務委員会

協会運営の重要事項として、協会組織の維持・拡大及び事業の充実・強化を図り、諸課題に対する議論の即効性を持ち方向性を定め、協会と国土交通省との間に一体感を構築し、会員のメリットを理解頂ける成果を出す活動を行った。

- (1) 北海道7空港の経営改革に関する情報収集と未加入空港に対する加入活動

- (2) 会費のあり方、補助金の活用促進策及び協会事務局の体制強化に関する検討  
(2019年7月東京、9月東京、12月山形、2020年2月東京、3月東京)

■会員加入活動

経営改革に関する情報を共有し、未加入の離島等事業者への訪問及び国が主催する会議等の機会を通じ入会活動に努め、以下のとおり新会員の入会を得た。

なお、正会員である熊本空港ビルディング株式会社はコンセッションにより熊本国際空港株式会社として、2020年4月1日から正会員継続が決定。

《新正会員》

オホーツク紋別空港ビル株式会社	2019年6月1日
屋久島空港ターミナルビル株式会社	2020年2月1日

《新特別会員》

成田国際空港株式会社	2019年4月1日
中部国際空港株式会社、高松国際空港株式会社(正会員退会)	2019年5月1日

《新賛助会員》

株式会社キクチ、株式会社新生、株式会社サンコーシヤ、 株式会社フランクリン・ジャパン、表示灯株式会社	2019年10月1日
---	------------

※2019年度末会員数 122社(正会員57社、特別会員3社、賛助会員62社)

■実務者研修会(働き方改革パネルディスカッション、協会活動とサイト活用)

- ・2019年10月7日(月)ー8日(火) 東京 労務担当49名参加

■政策活動

国に対する新型コロナウイルス感染症への支援要望の原案調整(2020年3月末)

(2) CS委員会

外国人旅行者の増加や高齢者・障がい者への円滑な移動確保等、利便性向上及び接遇力向上に資する事例等の共有並びに従業員等への教育支援の実施及び標準化を目標として、「多言語対応の徹底」「サービス介助士の配置」及び「案内所スタッフの配置」の活動テーマを設定し、アンケート調査の実施と結果のとりまとめ、また、3件の研修会について内容の見直しを行い実施された。

さらに、政策活動として、国が進める空港のユニバーサルデザイン化について、中央大学他関係団体等の支援を得て、4空港へ委員を派遣し診断を実施した。

(2019年7月小松、11月久米島、2020年2月東京)

■アンケート調査

3項目の活動テーマについて、アンケート調査を実施と取りまとめが行われ、会員の取組み例を付し、2020年3月、結果を会員各社へ共有し、事業運営上の参考

として頂いた。

■研修会等

- ① 接客サービス研修（真心を込めた一流のサービスを目指して）
  - ・2019年10月10日（木）、11日（金） 青森市 接客担当従業員 86名参加
- ② 管理者セミナー（最近の航空・空港情勢について他）
  - ・2019年11月28日（木） 羽田空港 役職員 141名参加
  - ・講師：加藤一誠氏（慶應義塾大学）、鶴田浩久氏（内閣府）、平澤寿一氏（全日本空輸株）
- ③ 東南アジア空港視察研修会（チャンギ国際空港及びクアラルンプール国際空港）
  - ・開催日等：2019年11月11日（月）－16日（土） 中堅従業員 27名参加

■政策活動

地方空港ユニバーサルデザイン診断（小松・旭川・出雲・宮崎）

- ・2019年9月から11月までの間実施 結果は会員に共有
- ・参加者：中央大学研究推進機構 秋山哲男教授、丹羽菜生助教  
（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、(株)八千代エンジニアリング（調査会社）  
（一社）全国空港ビル事業者協会 常務理事、CS、施設・技術委員会 委員

（3）保安防災委員会

保安防災委員会では、空港民営化によるコスト削減や効率化の中で、安全・安心の確保を至上命題として、組織だからできる保安防災の重要課題に取り組む。

その一環として、「航空保安体制の強化」と「自然災害への備え」について会員各社の取組み状況や課題をより詳細に把握し、会員へ情報共有し、課題解決を図り、各社の体制強化を目指す。また、特に各空港の保安対策に関する実態や課題を把握し、保安教育、保安検査の強化、制限区域出入管理、防災備蓄品、避難計画等に関し審議を重ねると共に、保安防災担当者セミナー等において、取組方針や課題について意識の共有を図った。さらに、その結果を基に「航空局との意見交換」を継続実施し、結果報告や今後の対応方針等について情報共有した。

（2019年4月東京、7月東京、9月東京、11月那覇、12月東京、  
2020年2月東京、3月東京）

■実態調査（再アンケート調査）

昨年度のアンケート調査結果に基づき、「航空保安体制の強化」と「自然災害への備え」について会員各社の取組み状況や課題をより詳細に把握するため、実態調査を実施した。

2019年11月実施、2020年3月調査結果をまとめ会員へ情報共有

■研修会等

保安防災担当者セミナー（保安体制の強化と防災対策の充実）

- ・2019年12月5日（木）、6日（金）東京 保安防災担当者50名参加

■航空局との意見交換

訪日外国人旅行者の増加、東京オリパラ及び国内での重要行事・イベントを控え、ターミナルビル事業者と国との間で意見交換を行い、空港保安対策の強化及び課題解決について連携を図るため初めて実施した。

- ・2019年4月26日（金）東京 航空局6名、保安防災委員会委員等15名

■新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク等の備蓄状況緊急調査

防災備蓄品として、新型コロナウイルス感染症対策に必要なマスクや消毒液などに関する各社の備蓄状況について緊急調査を行った。

- ・2020年3月2日（月）－5日（木） 正会員57社

■その他

平成29年9月に周知した、「北朝鮮弾道ミサイル発射に関するJアラート受信時の空港ターミナルビルの対応及び館内アナウンス」について、北朝鮮の動向をみて、2019年12月に参考情報として会員各社へ再周知した。

**（4）施設・技術委員会**

最先端技術や災害対策に関する各社の実態を把握するとともに、その課題や事例について共有を図り、また、施設・技術の改善のための検討を行い、必要な国への要請提言活動に結びつけるための活動を行った。

（2019年8月東京、10月東京、11月女満別、2020年1月東京）

■アンケート調査

このため、正会員を対象に2019年11月、アンケート調査を行った。テーマは次のとおりであり、とりまとめた結果は2020年3月に会員各社に情報共有した。

- (1) 東京オリパラを目標としたインバウンド対応
- (2) 空港ビル事業者の価値向上に繋がる最先端技術の活用
- (3) 空港ビル管理における若手技術者の育成
- (4) 施設・設備の防災対策

■研修会等

技術研修・見学会（最新先端情報の習得、羽田空港第2ターミナル国際線部分視察）

- ・2020年2月20日（木）－21日（金）東京

〈新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止〉

■政策活動（CS委員会と合同で実施）

地方空港ユニバーサルデザイン診断（小松・旭川・出雲・宮崎）

＜内容はCS委員会活動内容を参照＞

**（5）地域振興委員会**

昨年度に実施した「地域振興に向けた取り組み課題・事例に関するアンケート」の結果を基に、会員各社の現状と諸課題の把握、政策の動向とニーズとの関係等について、①空港グランドハンドリング業務の整備と、②空港へのアクセス向上（二次交通の環境確保）の二つの課題を中心に審議を重ね、国の観光ビジョンの推進と地域振興・地域経済の活性化に関する政策提言（要望）案の作成を行った。

また、賑わいづくりや地域との共生に関し、会員各社の好事例を共有するため、各社の取組に関し、その企画や実施主体、具体的な事例、実施の成果等を個別に調査し、結果を会員各社に情報共有した。

（委員会：2019年7月奄美、9月東京、11月東京、2020年1月東京、2月東京、3月福岡）

（WG：2020年1月広島、2月広島、3月～4月Web会合）

■アンケート調査

- (1) 空港グランドハンドリング業務の整備について
- (2) 空港へのアクセス向上（二次交通の環境確保）について

2019年10月実施、2020年3月結果報告書を会員へ共有

■観光開発・地域の魅力発信に関する成功事例及び地域との共生、地域への貢献に関する事例収集と情報共有

賑わいづくりや地域との共生に関するための会員各社の取組に関し、企画・実施の主体、具体的な実施例、実施の成果の評価基準及び今後の取組方針等の事例について担当委員を派遣し、調査結果を会員各社に共有した。

- (1) 観光開発、地域の魅力発信の成功事例調査（広域連携）

・2019年7月奄美 第5回地域振興委員会、2019年10月秋田 担当委員

- (2) 地域との共生、地域への貢献事例調査（賑わい創出）

・2019年10月宮崎 担当委員

- (3) 地域との共生、地域への貢献事例調査（FDA 地域密着型経営）

・2019年10月静岡、名古屋、FDA本社・支店 担当委員

※いずれも2020年3月に結果報告書を会員へ情報共有

**4. 会員サービス及び広報活動**

**（1）協会情報共有サイト**

理事会や委員会活動の内容や行政に関する通知並びに各社の運営に関する様々な情報や政策動向等を、迅速に会員へ提供した。また、2019年度から、当サイト

を活用した空港 SIG（サイバーセキュリティ対策情報共有体）へ地方自治体管理空港 39 社が参画した。その他、会員各社の照会事項の掲載、アンケート調査等の重要な情報交換ツールとして有効に機能した。

## （2）会員向け協会保険制度

会員各社の運営に資する協会独自の制度として、賛助会員の協力で運営する「空港管理者賠償責任保険制度」の充実及び普及に努めた。2019 年度も会員の要望を反映した初動対応費用担保特約等の複数の追加オプション商品を提供した。当制度への参画（加入）により、他の保険では適用されない充実した保障内容を割安な保険料で加入頂くことができた。（対象会社 57 社中 33 社が加入。追加オプション 9 社が加入）

この他、サイバーリスク保険や会社役員賠償責任保険等、スケールメリットを生かした保険商品を提供し加入頂いた。

## （3）機関誌 Air Terminal

会員に空港ターミナルビルの「今」を知る機関紙として、空港のトピックス、CS 活動及び新規賛助会員の事業情報などを分かり易く提供するとともに関係機関や未加入事業者等へデータ配信し、協会活動の周知に務めた。

（2019 夏号 2020 冬号）

## （4）ホームページ

協会の概要、活動状況及び会員の加入状況等を紹介し社会への周知に努めた。また、コンテンツの充実と努めるとともに、掲載内容の改善を図り、使いやすく継続して閲覧されるよう改善を重ねている。

## （5）全国空港ターミナルビル要覧

会員会社の企業情報及び空港に関する最新の現況を分かりやすく提供すると共に関係機関へデータ配信して、施設等の情報周知に努めた。

（最新集計 2020 年 2 月）

## 5. 研修会、講演会等の活動（詳しい内容は「3. 常設委員会活動」参照）

所管する委員会を通じ、空港ターミナルビルの運営に関する最新の技術動向、空港防災対策、航空業界の動向や行政施策等にする 6 件の研修会等を開催し、会員役員へ情報を提供し、また、従業員へ教育・研修の場を提供した。

## 6. 航空関係事業者及び関係団体との連携

### （1）（公財）交通エコロジー・モビリティ財団（エコモ財団）

バリアフリー及びユニバーサルデザインに関して先進的活動を実施する同財

団の理事会及び各種事業活動へ参加協力し、会員への情報共有を行った。また、空港のユニバーサルデザイン化の推進に関し、技術面及び費用面での支援を頂き、2019年度は小松、旭川、出雲及び宮崎の4空港を対象に診断を実施した（関連「3. 常設委員会活動」を参照）。

## **（2）定期航空協会**

安全・安心に関する取組みやサービスの向上について、また、航空機内での盗撮行為防止ポスターの掲示や、有色防除雪氷剤の導入方法等に関する国との調整といった共通する政策的課題について連携・協力を行うことで、相互に情報交換を行う等協働し、会員へ情報共有を行った。

## **（3）空の日事業**

航空に対する理解の増進に寄与するため、「空の日」・「空の旬間」実行委員会に参加し、地方イベント等の各事業に関する検討や提案等を行い、会員への協力要請や情報共有を行った。

## **（4）（公社）日本観光振興協会及び観光立国推進協議会**

日本の観光振興を図る公益社団法人日本観光振興協会会員として、理事会及び通常総会に参加し、会員へ情報共有を行うと同時に、地域の観光促進活動に関する会員各社の事業への反映に協力した。

また、観光立国・観光先進国の実現を目指す観光立国推進協議会委員として協議会へ参加し、会員へ情報共有を行うと同時に、観光関係企業・団体が実施する事業を、会員各社の事業に反映できるよう協力した。

## **（5）（一財）航空保安協会**

空港救急医療体制の充実に寄与するための「空港救急医療従事者傷害補償制度」に関する事業に参画し、会員空港における防災訓練時の医師・看護師の活動に協力した。

## **（6）海外交通・都市開発事業支援機構**

国の要請の下、平成26年度に出資した株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の事業について、会員の海外空港運営事業への参入に協力するため、株主総会等に参加し、会員へ情報共有を行った。

## **（7）空港アクセスバス・アライアンス協議会**

空港アクセスバス事業者において、新たに地域横断的なサービスを提供し、国内外の航空旅客利便性向上を目的に発足した同協議会と連携している。

## 7. その他の活動

### (1) 国が主催する各種会議等への参画

航空保安対策、大規模自然災害対策（BCPを含む。）、ユニバーサルデザイン化（子育て移動円滑化を含む。）、訪日外国人旅行者の受入れ環境整備等、会員各社の事業に関する国の会議に参画し、内容審議と得られた情報について会員へ情報共有を行った。

### (2) 空港経営改革対応

国等から空港経営改革に関する最新情報を入手し、会員へ情報共有した。加えて、コンセッション会社に対する事業説明や正会員継続等の交渉・調整等を行い、協会組織の連携強化を図った。

### (3) 国からの通知等に関する連絡調整について

国土交通省からの法令改正や補助金等に関する通知や情報についての周知をはじめ、年末年始輸送安全総点検やバリアフリー対応状況等の各種調査依頼や調整事項の取りまとめを行なう等、航空行政に関する情報収集・把握に努め、会員間の情報共有を行い、更なる連携強化を図った。

## 8. 全国空港ビル事業者協会の運営

常務理事、事務局長、事務局員3名（内、研修員1名及び派遣職員1名）の合計5名で運営

以上

## 貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	438,399	320,740	117,659
預金	12,096,303	13,962,132	△ 1,865,829
前払費用	435,624	427,703	7,921
流動資産合計	12,970,326	14,710,575	△ 1,740,249
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,000,000	1,000,000	0
基本財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	3,470,600	2,559,000	911,600
減価償却引当資産	125,000	125,000	0
災害見舞金資産	5,000,000	5,000,000	0
特定資産合計	8,595,600	7,684,000	911,600
(3) その他固定資産			
建物附属設備	148,964	298,825	△ 149,861
什器備品	1,823,500	1,004,185	819,315
ソフトウェア	3,410,000	0	3,410,000
その他固定資産合計	5,382,464	1,303,010	4,079,454
固定資産合計	14,978,064	9,987,010	4,991,054
資産合計	27,948,390	24,697,585	3,250,805
II. 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	71,436	135,878	△ 64,442
賞与引当金	1,581,332	986,666	594,666
流動負債合計	1,652,768	1,122,544	530,224
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,470,600	2,559,000	911,600
固定負債合計	3,470,600	2,559,000	911,600
負債合計	5,123,368	3,681,544	1,441,824
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	22,825,022	21,016,041	1,808,981
正味財産合計	22,825,022	21,016,041	1,808,981
負債及び正味財産合計	27,948,390	24,697,585	3,250,805

## 正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益	653	556	97
特定資産受取利息	653	556	97
② 受取会費	58,636,000	56,893,000	1,743,000
正会員受取会費	48,566,000	48,960,000	△ 394,000
特別会員受取会費	1,600,000	0	1,600,000
賛助会員受取会費	8,470,000	7,933,000	537,000
③ 実施事業収益	0	5,000	△ 5,000
経常収益計	58,636,653	56,898,556	1,738,097
(2) 経常費用			
① 事業費	34,611,175	34,126,704	484,471
総務事業費	4,552,210	2,207,774	2,344,436
CS事業費	10,394,812	5,238,011	5,156,801
保安防災事業費	2,835,639	2,049,877	785,762
施設・技術事業費	1,870,240	1,411,893	458,347
地域振興事業費	3,475,440	1,158,281	2,317,159
情報共有費	5,229,505	13,051,039	△ 7,821,534
関係団体連携事業費	6,253,329	9,009,829	△ 2,756,500
② 管理費	22,216,497	18,287,892	3,928,605
経常費用計	56,827,672	52,414,596	4,413,076
当期経常増減額	1,808,981	4,483,960	△ 2,674,979
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,808,981	4,483,960	△ 2,674,979
一般正味財産期首残高	21,016,041	16,532,081	4,483,960
一般正味財産期末残高	22,825,022	21,016,041	1,808,981
II. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	22,825,022	21,016,041	1,808,981

### ※キャッシュフロー計算書(簡易版)

当期一般正味財産増減額	1,808,981	
減価償却費	568,926	
賞与引当金増減額	594,666	
前払費用増減額他	△ 72,363	
固定資産取得支出	△ 4,648,380	ファイルサーバー交換、議事録作成支援システム
現金及び預金の増減額	△ 1,748,170	
現金及び預金の期首残高	14,282,872	
現金及び預金の期末残高	12,534,702	

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 建物附属設備の減価償却の方法は定額法である。
- ② 什器備品の減価償却の方法は定率法である。

#### (2) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金の計上基準

役職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### ② 退職給付引当金の計上基準

役員の退職慰労金、職員の退職給付金の支給に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上している。

#### (3) リース取引の処理方法

リース物件は所有権移転外ファイナンス・リースに該当するが、重要性が乏しいため通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	1,000,000	0	0	1,000,000
小計	1,000,000	0	0	1,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	2,559,000	911,600		3,470,600
減価償却引当資産	125,000	0	0	125,000
災害見舞金資産	5,000,000	0	0	5,000,000
小計	7,684,000	911,600	0	8,595,600
合計	8,684,000	911,600	0	9,595,600

### 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	448,686	299,722	148,964
什器備品	4,166,433	2,342,933	1,823,500
ソフトウェア	3,410,000		3,410,000
合計	8,025,119	2,642,655	5,382,464

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しておりますので、附属明細書の記載は省略しております。

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	986,666	1,581,332	986,666	0	1,581,332
退職給付引当金	2,559,000	911,600		0	3,470,600

## 財産目録

2020年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	438,399
	預金	普通預金 みずほ銀行羽田空港出張所	運転資金として	12,096,303
	前払費用	事務所管理費等に関わる前払費用	事務所賃料等の前払費用	435,624
流動資産合計				12,970,326
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	海外交通・都市開発事業支援機構	国が推進する航空インフラ 海外展開に関する協力の出 資金として	1,000,000
特定資産	退職給付引当資産	定期預金 みずほ銀行羽田出張所	役員退職慰労金、職員退職 金支給目的のために管理さ れている資金である。	3,470,600
	減価償却引当資産	定期預金 みずほ銀行羽田出張所	事務所内の備品に要する費 用に充当するために管理さ れている資金である。	125,000
	災害見舞金資産	定期預金 みずほ銀行羽田出張所	正会員の所属する施設又は 事業所が災害により被害を 受けた場合に、見舞金を支 給するために管理されてい る資金である。	5,000,000
その他固定資産	建物附属設備	事務所内の内装等	公益目的事業、管理運営の 用に供している。	148,964
	什器備品	事務所内の備品等	公益目的事業、管理運営の 用に供している。	1,823,500
	ソフトウェア	議事録作成支援システム	公益目的事業に使用してい る。	3,410,000
固定資産合計				14,978,064
資産合計				27,948,390
(流動負債)				
	預り金	役職員からの預り	社会保険料	71,436
	賞与引当金	職員に係るもの	役職員の夏季賞与に備えた もの	1,581,332
流動負債合計				1,652,768
(固定負債)				
	退職給付引当金	役職員に対するもの	役員の退職慰労金、職員の 退職金の支払いに備えたも の	3,470,600
固定負債合計				3,470,600
負債合計				5,123,368
正味財産				22,825,022

## 監査報告書

2020年4月17日、協会事務局において2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の事業報告書及び財務諸表等について常務理事、事務局員から報告及び説明を受け、法人の財産の状況ならびに理事の業務執行の状況の監査を実施しました。

1. 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、各会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財産日録の記載と合致していると認めます。
2. 事業報告書は定款等に基づき適正に活動状況を示しているものと認めます。
3. 理事の職務執行に関する不正の行為または定款等に違反する重大な事実は認められませんでした。

2020年4月17日

一般社団法人全国空港ビル事業者協会

監事 澤部 三夫 印

## 監 査 報 告 書

2020年4月17日、協会事務局において2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の事業報告書及び財務諸表等について常務理事、事務局員から報告及び説明を受け、法人の財産の状況ならびに理事の業務執行の状況の監査を実施しました。

1. 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、各会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財産目録の記載と合致していると認めます。
2. 事業報告書は定款等に基づき適正に活動状況を示しているものと認めます。
3. 理事の職務執行に関する不正の行為または定款等に違反する重大な事実は認められません。

2020年4月17日

一般社団法人全国空港ビル事業者協会

監 事 水 川 良 一

## 監 査 報 告 書

2020年4月17日、協会事務局において2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の事業報告書及び財務諸表等について常務理事、事務局員から報告及び説明を受け、法人の財産の状況ならびに理事の業務執行の状況の監査を実施しました。

1. 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、各会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財産目録の記載と合致していると認めます。
2. 事業報告書は定款等に基づき適正に経過状況を示しているものと認めます。
3. 理事の職務執行に関する不正の行為または定款等に違反する重大な事実は認められません。

2020年4月17日

一般社団法人全国空港ビル事業者協会

監 事 山 田 幸 也 (印)

## 理事及び監事の選任について

現在の理事及び監事20名全員は、第2回定時総会終結時点をもって任期満了となりますので、理事及び監事候補者につきましては第2回定時総会（書面開催）当日配布いたします。



会費規程の改正の件

一般社団法人全国空港ビル事業者協会 会費規程を別添案のとおり改正する。

一般社団法人全国空港ビル事業者協会 会費規程新旧対照表

改正前	改正後
<p><b>会費規程</b></p> <p>施行 平成25年4月1日 改正 平成30年5月24日 改正 2019年5月23日</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、一般社団法人全国空港ビル事業者協会定款第7条の規定に基づき、各会員の会費に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(正会員の会費)</p> <p>第2条 正会員の納める会費は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>2 会費の総額は、各年度の収入支出予算の編成において設定するものとする。</p> <p>3 会費の構成は、正会員各社が属する以下の年間旅客数(1)から(11)までの次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 年間旅客数5,000万人以上 (2) " 1,000万人以上5,000万人未満 (3) " 500万人以上1,000万人未満 (4) " 200万人以上500万人未満 (5) " 100万人以上200万人未満 (6) " 70万人以上100万人未満 (7) " 50万人以上70万人未満 (8) " 40万人以上50万人未満 (9) " 30万人以上40万人未満 (10) " 10万人以上30万人未満 (11) " 10万人未満</p> <p>(1) (1)から(10)までのグループごとの会費額については、第4項の規程に基づき算出する。</p>	<p><b>会費規程</b></p> <p>施行 平成25年4月1日 改正 平成30年5月24日 改正 2019年5月23日 <u>改正</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、一般社団法人全国空港ビル事業者協会定款第7条の規定に基づき、各会員の会費に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(正会員の会費)</p> <p>第2条 正会員の納める会費の算出は、次項から第4項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 会費の総額は、各年度の収入支出予算の編成において設定するものとする。</p> <p>3 会費の構成は、正会員各社が属する以下の年間旅客数(1)から(11)までの次のグループ別各号によるものとする。</p> <p>(1) 年間旅客数5,000万人以上 (2) " 1,000万人以上5,000万人未満 (3) " 500万人以上1,000万人未満 (4) " 200万人以上500万人未満 (5) " 100万人以上200万人未満 (6) " 70万人以上100万人未満 (7) " 50万人以上70万人未満 (8) " 40万人以上50万人未満 (9) " 30万人以上40万人未満 (10) " 10万人以上30万人未満 (11) " 10万人未満</p> <p>(1) (1)から(10)までのグループごとの会費額については、第4項の規程に基づき算出する。</p>

<p>(2) (11) のグループの会費額については、別に理事会で定める定額の年会費とする。</p> <p>4 前項の均等割額、旅客数割額及び年間旅客数 (1) から (9) のグループ毎の定額の算出方法は、次によるものとする。</p> <p>(1) 均等割額は、会費総額の20%に相当する額を正会員数で除した額とする。</p> <p>(2) 旅客数割額は、会費総額の80%に相当する額に、正会員別旅客数割額配分比率を乗じた額とする。当該配分比率は、正会員の総取扱旅客数で当該正会員の取扱旅客数を除して算出する。</p> <p>(3) 前号の正会員の取扱旅客数は、国が公表する当該年の「各空港の利用状況」における「旅客数」を使用する。</p> <p>(4) 第1号から第3号により算出された各社の会費額について、前3項の年間旅客数 (1) から (9) のそれぞれのグループに属する会社の平均額を当該グループの定額とする。</p> <p>(5) 第2号の配分比率は、小数点以下4位までとし、5位以下は四捨五入とする。</p> <p>(6) 第1号の均等割額、第2号の旅客数割額及び第4号のグループ毎の定額については100位は四捨五入とする。</p>	<p>(2) (11) のグループの会費額については、別に理事会で定める定額の年会費とする。</p> <p>4 前項の均等割額及び年間旅客数 (1) から (10) のグループ毎の定額の算出方法は、次によるものとする。</p> <p>(1) 均等割額は、会費総額の20%に相当する額を正会員数で除した額とする。</p> <p>(2) 旅客数割額は、会費総額の80%に相当する額に、正会員別旅客数割額配分比率を乗じた額とする。当該配分比率は、正会員の総取扱旅客数で当該正会員の取扱旅客数を除して算出する。</p> <p>(3) 前号の正会員の取扱旅客数は、国が公表する当該年の「各空港の利用状況」における「旅客数」を使用する。</p> <p>(4) 第1号から第3号により算出された各社の会費額について、前3項の年間旅客数 (1) から (10) のそれぞれのグループに属する会社の平均額を当該グループの定額とする。</p> <p>(5) 第2号の配分比率は、小数点以下4位までとし、5位以下は四捨五入とする。</p> <p>(6) 第1号の均等割額、第2号の旅客数割額及び第4号のグループ毎の定額については100位は四捨五入とする。</p>
<p>5 前2項の規定により算出される結果に基づき、正会員の納める会費は理事会において定める。</p> <p>(特別会員の会費)</p> <p>第3条 特別会員の納める会費は、理事会において別途定める。</p> <p>(賛助会員の会費)</p> <p>第4条 賛助会員の納める会費は、一律140,000円とする。</p> <p>(会費の納入)</p> <p>第5条 会費の納入は、毎年度6月末までに全額納付しなければならない。年度の途中で入会した場合の会費は、入会後の月数 (入会した月を含む) に応じた額とし、原則として入会と同時に納付する。</p> <p>(会費納入時期の変更)</p> <p>第6条 理事会は、会員からの会費納入時期について変更の申し出があり、やむ</p>	<p>5 前2項の規定により算出される結果に基づき、正会員の納める会費は理事会において定める。</p> <p>(特別会員の会費)</p> <p>第3条 特別会員の納める会費は、理事会において別途定める。</p> <p>(賛助会員の会費)</p> <p>第4条 賛助会員の納める会費は、一律140,000円とする。</p> <p>(会費の納入)</p> <p>第5条 会費の納入は、毎年度6月末までに全額納付しなければならない。年度の途中で入会した場合の会費は、入会後の月数 (入会した月を含む) に応じた額とし、原則として入会と同時に納付する。</p> <p>(会費納入時期の変更)</p> <p>第6条 理事会は、会員からの会費納入時期について変更の申し出があり、やむ</p>

<p>を得ないと認めるときは、当該年度に限り会費納入時期を変更することができる。</p> <p>(臨時会費)</p> <p>第7条 本会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。</p> <p>(会費の減免)</p> <p>第7条 次の各号に該当する場合は、会費を減免することができる。</p> <p>(1) 会員が休業中の場合。</p> <p>(2) 理事会が、会員から会費軽減の申し出があつた場合において、債務超過等の特別な事情によりやむを得ないと認め、当該年度について当該会員の会費を軽減する決議をしたとき。</p> <p>(退会に伴う会費の扱い)</p> <p>第8条 定款第8条の規定により退会し、第9条の規定により除名され、又は第10条の規定により会員資格を喪失した場合には、既納の入会金及び会費は返還しない。</p> <p>(登録情報・個人情報)</p> <p>第9条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2019年5月23日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。</p>	<p>を得ないと認めるときは、当該年度に限り会費納入時期を変更することができる。</p> <p>(臨時会費)</p> <p>第7条 本会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。</p> <p>(会費の減免)</p> <p>第7条 次の各号に該当する場合は、会費を減免することができる。</p> <p>(1) 会員が休業中の場合。</p> <p>(2) 理事会が、会員から会費軽減の申し出があつた場合において、債務超過等の特別な事情によりやむを得ないと認め、当該年度について当該会員の会費を軽減する決議をしたとき。</p> <p>(退会に伴う会費の扱い)</p> <p>第8条 定款第8条の規定により退会し、第9条の規定により除名され、又は第10条の規定により会員資格を喪失した場合には、既納の入会金及び会費は返還しない。</p> <p>(登録情報・個人情報)</p> <p>第9条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2019年5月23日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。</p>
<p>を得ないと認めるときは、当該年度に限り会費納入時期を変更することができる。</p> <p>(臨時会費)</p> <p>第7条 本会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。</p> <p>(会費の減免)</p> <p>第7条 次の各号に該当する場合は、会費を減免することができる。</p> <p>(1) 会員が休業中の場合。</p> <p>(2) 理事会が、会員から会費軽減の申し出があつた場合において、債務超過等の特別な事情によりやむを得ないと認め、当該年度について当該会員の会費を軽減する決議をしたとき。</p> <p>(退会に伴う会費の扱い)</p> <p>第8条 定款第8条の規定により退会し、第9条の規定により除名され、又は第10条の規定により会員資格を喪失した場合には、既納の入会金及び会費は返還しない。</p> <p>(登録情報・個人情報)</p> <p>第9条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2019年5月23日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。</p>	<p>を得ないと認めるときは、当該年度に限り会費納入時期を変更することができる。</p> <p>(臨時会費)</p> <p>第7条 本会の運営に必要あるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。</p> <p>(会費の減免)</p> <p>第7条 次の各号に該当する場合は、会費を減免することができる。</p> <p>(1) 会員が休業中の場合。</p> <p>(2) 理事会が、会員から会費軽減の申し出があつた場合において、債務超過等の特別な事情によりやむを得ないと認め、当該年度について当該会員の会費を軽減する決議をしたとき。</p> <p>(退会に伴う会費の扱い)</p> <p>第8条 定款第8条の規定により退会し、第9条の規定により除名され、又は第10条の規定により会員資格を喪失した場合には、既納の入会金及び会費は返還しない。</p> <p>(登録情報・個人情報)</p> <p>第9条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、2019年5月23日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。</p>

附 則

この規程は、2020年 月 日から施行し、同年2月1日に遡って適用する。

## 2020年度正会員会費額(案)

## 第4号議案

(単位:千円)

会社名	均等割(20%)	旅客数割(80%)			合計	1社当たりの会費額	会員数	会費額	合計額				
		旅客数	配分比率	割額									
<b>年間旅客数5,000万人以上</b>													
1 日本空港ビルディング株式会社	175	68,062,102	0.3642	14,271	14,446	14,411	1	14,411					
<b>年間旅客数1,000万人以上5,000万人未満</b>													
2 福岡国際空港株式会社	175	23,796,849	0.1273	4,988	5,163	4,485	3	13,455	29,220				
3 那覇空港ビルディング株式会社	175	20,978,332	0.1123	4,400	4,575								
4 東京国際空港ターミナル株式会社	175	16,894,862	0.0904	3,542	3,717								
<b>年間旅客数500万人以上1,000万人未満</b>													
5 鹿児島空港ビルディング株式会社	175	5,618,467	0.0301	1,179	1,354	1,354	1	1,354					
<b>年間旅客数200万人以上500万人未満</b>													
6 熊本国際空港株式会社	175	3,303,242	0.0177	694	869	809	6	4,854					
7 長崎空港ビルディング株式会社	175	3,165,387	0.0169	662	837								
8 宮崎空港ビル株式会社	175	3,170,368	0.0170	666	841								
9 松山空港ビル株式会社	175	3,024,202	0.0162	635	810								
10 広島空港ビルディング株式会社	175	2,975,034	0.0159	623	798								
11 石垣空港ターミナル株式会社	175	2,505,886	0.0134	525	700								
<b>年間旅客数100万人以上200万人未満</b>													
12 大分航空ターミナル株式会社	175	1,900,229	0.0102	400	575	480	13	6,240	11,094				
13 函館空港ビルディング株式会社	175	1,791,083	0.0096	376	551								
14 北陸エアターミナルビル株式会社	175	1,779,504	0.0095	372	547								
15 宮古空港ターミナル株式会社	175	1,664,038	0.0089	349	524								
16 北九州エアターミナル株式会社	175	1,496,323	0.0080	313	488								
17 岡山空港ターミナル株式会社	175	1,524,217	0.0082	321	496								
18 高知空港ビル株式会社	175	1,448,110	0.0077	302	477								
19 秋田空港ターミナルビル株式会社	175	1,322,221	0.0071	278	453								
20 青森空港ビル株式会社	175	1,166,199	0.0062	243	418								
21 旭川空港ビル株式会社	175	1,122,505	0.0060	235	410								
22 新潟空港ビルディング株式会社	175	1,016,991	0.0054	212	387								
23 徳島空港ビル株式会社	175	1,113,367	0.0060	235	410								
24 山口宇部空港ビル株式会社	175	1,008,046	0.0054	212	387								
<b>年間旅客数70万人以上100万人未満</b>													
25 出雲空港ターミナルビル株式会社	175	940,426	0.0050	196	371	347	6	2,082					
26 名古屋空港ビルディング株式会社	175	901,852	0.0048	188	363								
27 女満別空港ビル株式会社	175	824,715	0.0044	172	347								
28 奄美空港ターミナルビル株式会社	175	760,241	0.0041	161	336								
29 釧路空港ビル株式会社	175	742,279	0.0040	157	332								
30 佐賀ターミナルビル株式会社	175	740,585	0.0040	157	332								
<b>年間旅客数50万人以上70万人未満</b>													
31 帯広空港ターミナルビル株式会社	175	669,361	0.0036	141	316	310	5	1,550					
32 富士山静岡空港株式会社	175	671,582	0.0036	141	316								
33 米子空港ビル株式会社	175	658,528	0.0035	137	312								
34 公益財団法人 茨城県開発公社	175	655,668	0.0035	137	312								
35 富山空港ターミナルビル株式会社	175	572,776	0.0031	121	296								
<b>年間旅客数40万人以上50万人未満</b>													
36 岩国空港ビル株式会社	175	483,004	0.0026	102	277	266	3	798					
37 岩手県空港ターミナルビル株式会社	175	432,506	0.0023	90	265								
38 鳥取空港ビル株式会社	175	400,560	0.0021	82	257								
<b>年間旅客数30万人以上40万人未満</b>													
39 庄内空港ビル株式会社	175	398,400	0.0021	82	257	248	2	496	8,382				
40 山形空港ビル株式会社	175	305,577	0.0016	63	238								
<b>年間旅客数10万人以上30万人未満</b>													
41 久米島空港ターミナルビル株式会社	175	259,837	0.0014	55	230	216	16	3,456					
42 福島空港ビル株式会社	175	254,182	0.0014	55	230								
43 札幌丘珠空港ビル株式会社	175	250,884	0.0013	51	226								
44 対馬空港ターミナルビル株式会社	175	246,097	0.0013	51	226								
45 三沢空港ターミナル株式会社	175	236,126	0.0013	51	226								
46 八丈島空港ターミナルビル株式会社	175	204,360	0.0011	43	218								
47 根室中標津空港ビル株式会社	175	201,702	0.0011	43	218								
48 稚内空港ビル株式会社	175	199,401	0.0011	43	218								
49 屋久島空港ターミナルビル株式会社(2020.2.1入会追加)		173,835											
50 徳之島空港ビル株式会社	175	172,789	0.0009	35	210								
51 能登空港ターミナルビル株式会社	175	168,609	0.0009	35	210								
52 大館能代空港ターミナルビル株式会社	175	142,956	0.0008	31	206								
53 福江空港ターミナルビル株式会社	175	143,081	0.0008	31	206								
54 石見空港ターミナルビル株式会社	175	141,738	0.0008	31	206								
55 松本空港ターミナルビル株式会社	175	132,454	0.0007	27	202								
56 株式会社南紀白浜エアポート	175	128,442	0.0007	27	202								
合計											56	48,696	48,696
<b>※年間旅客数10万人未満(定額)</b>													
57 オホーツク紋別空港ビル株式会社		75,190									1	50	50
総合計							57	48,746	48,746				

※2018、2019及び2020年度の3年間の会費額は固定

